なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合及び上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合の取扱いはア(B)による。

ａ　規模　ア(B)ｂに同じ

ｂ　階数　地上３階以上

ｃ　用途　ア(B)ｄに同じ

ｄ　工事種目　空気調和設備又は給排水設備

(C)　ア(C)に同じ。

(D)　ア(D)に同じ。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　建築士法第23条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしている者であること。

工事監理業務を分担する場合の「担当業務分野」の分類は、次のアからエまでによること。なお、次のアからエまでの担当業務分野を分割して新たな分野を設定してはならない。

ア　建築監理　平成21年国土交通省告示第15号別添一第１項第二号ロ⑴において示される「設計の種類」における「総合」に定める成果図書に基づき行う工事監理業務

イ　構造監理　同上「構造」

ウ　電気設備監理　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

エ　機械設備監理　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

④　次のア及びイに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア　工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の六第４項に規定する業務及び統括に関する業務

イ　各分担業務分野の監理主任技術者については、工事監理者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する業務

⑤　工事監理者及び建築監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑥　工事監理者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑦　次に示す要件を満たす工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア　平成15年４月１日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（工事監理者の場合は上記③アの分野の実績を含む。）での実績に限る。

また、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは⑶⑦アによる。

イ　平成15年４月１日以降の業務実績とは、平成15年４月１日以降に業務の契約履行が完了した次のエに示す（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。（施設の完成及び引渡が完了したものであって新築又は増築の工事監理業務の実績に限る。）なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

ウ　携わった実績については、次のエのうち、工事監理者並びに建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあっては(A)の、電気設備監理主任技術者にあっては(B)の、機械設備監理主任技術者にあっては(C)の項目に該当する実績を有していること。

エ　実績要件

(A)　工事監理者、建築監理主任技術者又は構造監理主任技術者

次のａからｃまでのすべてを満たす工事監理業務。なお、建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績を有する者であること。

ａ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ　規模　１棟で延べ面積15,000㎡以上

ｃ　用途　次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する施設

(i)　事務所・庁舎

(ii)　複合用途施設（１棟で(i)の用途と認められる部分がｂの床面積以上ある建物）

(B)　電気設備監理主任技術者

次のａからｃまでのすべてを満たす工事監理業務

ａ　規模　(A)ｂに同じ

ｂ　用途　(A)ｃに同じ

ｃ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備を含むもの

(C)　機械設備監理主任技術者

次のａからｃまでのすべてを満たす工事監理業務

ａ　規模　(A)ｂに同じ

ｂ　用途　(A)ｃに同じ

ｃ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備を含むもの

オ　工事監理者及び各分担業務分野の監理主任技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記アからエまでの要件を満たしていなければならない。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たすこと。

①　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

②　維持管理業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③　維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合は、いずれの維持管理企業においても上記①及び②を満たしていること。

⑺　運営企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

①　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

②　運営業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③　運営業務を複数の運営企業が分担して行う場合は、いずれの運営企業においても上記①及び②を満たしていること。なお、運営企業は運営業務に係る主体的部分として総合的な企画及び業務遂行の管理を実施することが求められ、主体的部分以外の部分（福利厚生サービス提供業務にあっては利用者に直接サービスを提供する部分。）については第三者に委託することが可能である。

④　警備業務を担当する運営企業は、警備業法（昭和47年法律第117号）第４条に基づく認定を有する者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、⑵によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者として選定する。